

WEB 口座規定

第 1 条 規定の適用範囲等

- (1) この規定は、WEB 口座に適用される事項を定めます。
- (2) この規定は、「総合口座取引規定」および「普通預金規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとします。
- (3) この規定に定めのない事項に関しては、「預金共通規定」、「総合口座取引規定」、「普通預金規定」、「定期預金規定集」、「ふくほうキャッシュカード規定」、「ふくほう WEB バンキングサービス規定」など関連する規定（以下、総称して「関連規定」という。）により取扱います。
- (4) この規定において使用される語句は、この規定において定義されるもののほかは、「関連規定」に従います。

第 2 条 WEB 口座

- (1) WEB 口座は、通帳を発行しない個人のお客さま専用の普通預金口座（通帳不発行口座）をいいます。
- (2) 普通預金口座の開設にあたっては、当行所定の手続により通帳が発行されている普通預金口座（以下、「有通帳口座」という。）のほか、WEB 口座を選択できるものとします。
- (3) WEB 口座のご利用にあたっては、キャッシュカードの発行と個人向けインターネットバンキング「ふくほう WEB バンキングサービス」の利用口座への登録を必須とします。

第 3 条 入出金明細の照会

WEB 口座の入出金明細は、「ふくほう WEB バンキングサービス」または福邦銀行公式スマホアプリ「ふくほう Park」にてお客さまご自身が照会することとし、定期的なお取引明細は発行しません。

第 4 条 有通帳口座から WEB 口座への切替え

- (1) お客さまは、有通帳口座を WEB 口座に切替えることができます。ただし、WEB 口座に切替える預金口座についてキャッシュカードを発行していない場合や「ふくほう WEB バンキングサービス」の利用口座に登録されていない場合はお申込みいただくことができません。
（キャッシュカードの発行や「ふくほう WEB バンキングサービス」の利用口座への登録を WEB 口座への切替えと同時に手続きされた場合を除きます。）
- (2) 有通帳口座を WEB 口座へ切替えた場合、有通帳口座の通帳は WEB 口座へ切替えた時点でご使用いただけなくなります。

第 5 条 WEB 口座から有通帳口座への切替え

- (1) お客さまは、当行所定の手続きにより WEB 口座を有通帳口座に切替えることができます。この場合、当行所定の再発行手数料をいただきます。
- (2) 当行は、再発行手数料を関連規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出なしで当行所定の方法により WEB 口座から切替えられた有通帳口座からその金額を引落しすることができるものとします。
- (3) 総合口座定期預金の明細多数など有通帳口座への切替えができない場合がございます。

第 6 条 定期預金の取扱い

WEB 口座への定期預金の預入れを行うことにより、総合口座定期預金となり総合口座貸越契約を付与

します。ただし、未成年者は、原則総合口座定期預金口座の開設ができません。また、既に総合口座定期預金口座が開設されている場合、未成年者でも「ふくほう WEB バンキングサービス」にて定期預金のお預入れが可能です。総合口座貸越契約は付与されません。成年となったあと、当行へ申出すること等で貸越機能がご利用できるようになります。

第7条 預金の払戻し、解約、その他取引等

- (1) 窓口にて普通預金や定期預金明細から払戻しする場合には、当行所定の払戻請求書にお届け印により記名押印して、この預金口座のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の本人確認書類の提示をいただくものとします。なお、お届け印の登録のないお客さまの手続きにあたっては、WEB 口座解約の場合を除き、その時点で「印鑑届」を提出してください。
- (2) その他、口座振替契約申込、諸届取引（変更届・有通帳への切替えなど）などお届け印が必要な書面による各種契約申込は、お届け印の提出のないお客さまの手続きはできません。ご希望の際は、ご来店時に、預金者本人を確認できる当行所定の本人確認書類を添えて「印鑑届」を提出してください。
- (3) 上記の場合のほか、預金規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合は、当該預金規定に定める通帳に代えて、当該預金のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の書類を当行の窓口提出するものとします。

第8条 WEB 口座に係る「ふくほう WEB バンキングサービス」の解約・利用口座の削除

- (1) WEB 口座が利用口座として登録されている「ふくほう WEB バンキングサービス」を解約、または WEB 口座を利用口座から削除（以下、総称して「ふくほう WEB バンキングサービスの解約等」という。）した場合は、「ふくほう WEB バンキングサービス」で当該預金口座の入出金明細を確認することができなくなりますので、第5条「WEB 口座を有通帳口座に切替え」のうえ「ふくほう WEB バンキングサービス」の解約等を申込みしてください。
- (2) 「ふくほう WEB バンキングサービス」の解約等により確認できなくなった WEB 口座の入出金明細は、窓口にて当行所定の手続きにより確認することができます。この場合は、当行所定の手数料をいただきます。
- (3) WEB 口座であってもインターネットバンキング利用規定に定める当行からの解約・取引停止事由に該当する場合は、当行はお客さまに通知することなく「ふくほう WEB バンキングサービス」を解約・取引停止します。これにより確認できなくなった WEB 口座の入出金明細は、窓口にて当行所定の手続きにより確認することができます。この場合は、当行所定の手数料をいただきます。

第9条 当規定の変更

この規定は、金利情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、内容を変更または改廃できるものとします。この場合は、当行は変更後の規定をホームページへ掲載すること等、当行所定の方法により告知し、その際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2021 年 12 月 20 日 制定